



# 契約解除

## 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

### ■クーリング・オフの手続きの手順 (ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

### ■ハガキの書き方の例

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入 (いわゆる訪問買取)</li> </ul> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">8日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等)</li> <li>●連鎖販売取引 (マルチ商法)</li> </ul> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">20日間</p>
---	---

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、最寄りの**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし **188**

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時  
 日曜日:午前9時～午後4時 (電話相談のみ)

**029-225-6445**



### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

# 「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです。



楽しく  
かせげる



絶対  
もうかる



今だけ特別

あなただけ

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



## 消費者ホットライン 188

最寄りの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

いばらき消費生活ナビ

検索

**029-225-6445**

@Ibaraki\_CAN





# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## ■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

**カモにならないために…**

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

**こんな目にあってしまうかも…**

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## ■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

**カモにならないために…**

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## ■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

**こんな手口にも注意!**

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか!**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

## ■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

**カモにならないために…**

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。